

(裏)

本人通知制度について

- 1 本人通知制度とは、住民票の写し等(※1)を代理人又は第三者(※2)に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。なお、制度が利用できるのは登録者に限り、通知の対象は登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。(同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象となりません。)

(※1) 住民票の写し等とは、下記に示すものです。

- ・住民票の写し(除住民票の写しを含む。)
- ・住民票に記載をした事項に関する証明書
- ・戸籍の附票の写し(戸籍の除附票の写しを含む。)
- ・戸籍全部(個人・一部)事項証明書(戸籍謄(抄)本、除籍謄(抄)本、改製原戸籍謄(抄)本を含む。)
- ・戸籍に記載した事項に関する証明書

(※2) 第三者とは、住民票の写しにおいては「同一世帯」以外、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の個人又は法人及び八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)をいいます。

- 2 登録の申出の受付は、松原市役所窓口課で行います。
申込日の翌日以後にされた住民票の写し等の交付請求が通知の対象となります。
- 3 郵送による登録の申込みの際は、(表)注3に記載する書類の写しを同封してください。
- 4 登録期間は、申込日の翌日から3年間を経過する日後の3月31日までとなります。登録期間が満了する日までに登録廃止の申出がない場合は、登録期間が3年間延長され、以後同様の更新となります。
- 5 転出、転籍等により、登録事項に変更が生じたときは届出をしてください。変更の届出がない場合は、登録を廃止する場合がありますのでご注意ください。また、登録の廃止をするときも届出が必要です。
なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき又は対象となる証明書が松原市に存在しなくなったとき(除票の保存期間満了等)は、登録を廃止します。
- 6 本人通知書の記載事項は、①交付年月日、②交付した住民票の写し等の種別及び交付通数、③交付請求者の種別の3事項です。通知書に交付請求者の氏名、住所等を記載することはできません。
- 7 本人通知制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意の上、登録申込みをしてください。